

函館市若者自立支援ネットワーク連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 函館市内の無業の状態にある若者（以下「若年無業者等」という。）の職業的自立支援の効果的な展開を目指し、関係機関、団体等（以下「関係機関等」という。）の連携強化を図るため、函館市若者自立支援ネットワーク連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「若年無業者等」とは、学校卒業、中途退学後または離職後、一定期間無業の状態にある15歳以上49歳の者をいう。

(協議事項)

第3条 会議は、次の事項を協議する。

- (1) 市または関係機関等が実施する若年無業者等の職業的自立支援に資する事業の情報交換および連携に関すること。
- (2) 職業的自立支援が必要な若年無業者等の把握に関すること。
- (3) その他若年無業者等の職業的自立支援を図るために必要な事項

(組織等)

第4条 会議は、別表に掲げる関係機関等で構成する。また、必要に応じて専門的知見を有するものを招聘することができる。

2 会議の事務局は、函館市経済部雇用労政課に置く。

3 会議に座長を置き、座長は函館市経済部雇用労政課長とする。

(会議)

第5条 会議は、函館市経済部長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

「函館市若者自立支援ネットワーク連絡会議」構成団体

区 分	機関（団体）名
行政機関	北海道経済部労働政策局雇用労政課
〃	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課
〃	北海道教育庁渡島教育局
〃	函館市福祉事務所
〃	函館市保健福祉部障がい保健福祉課
〃	函館市子ども未来部子ども見守り・相談課
〃	函館市経済部雇用労政課
〃	函館市教育委員会学校教育部教育指導課
就労支援等機関	函館公共職業安定所
〃	北海道立函館高等技術専門学院
〃	北海道就業支援センター（ジョブカフェ北海道）
経済団体	函館商工会議所
〃	一般社団法人北海道中小企業家同友会函館支部
総合支援機関	はこだて若者サポートステーション はこだてサポステ・プラス